

札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正
する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正
する条例

（札幌市証明等手数料条例の一部改正）

第 1 条 札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表 35 の項第 1 号ア中「イに」を「イ及びウに」に改め、同号イ中「場
合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、同項中

「	ウ 高圧ガス保安法第 5 条 第 1 項第 2 号に該当する 者が申請する場合				」
---	---	--	--	--	---

を

「	ウ 高圧ガス保安法第 5 条 第 1 項第 1 号に該当する 者であつて移動式製造設 備のみを使用して高圧ガ スの製造をするもののう ち、液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化に 関する法律（昭和 42 年法 律第 149 号。以下「液化 石油ガス法」という。）第	1 件	6,000 円		
---	---	-----	---------	--	--

<p>37条の4第1項の許可を受けた者が申請する場合</p> <p>エ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者が申請する場合</p>			
---	--	--	--

に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）」を「液化石油ガス法」に改める。

（札幌市消防手数料条例の一部改正）

第2条 札幌市消防手数料条例（昭和26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中	「	1,180,000円	を	「	1,450,000円	に改める。
	1,410,000円	1,720,000円				
	1,590,000円	1,920,000円				
	1,950,000円	2,360,000円				
	2,270,000円	2,740,000円				
	4,550,000円	5,640,000円				
	5,820,000円	7,240,000円				
	7,070,000円	8,790,000円				
	」	」				

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の札幌市証明等手数料条例別表35の項の規定及び第2条の規定による改正後の札幌市消防手数料条例別表3の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（理 由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、移動式製造設

備のみを使用して高圧ガスの製造をする者のうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスに係る充填設備の許可を受けたものが当該高圧ガスの製造の許可の申請をする場合の手数料を定めるとともに、消防法の規定に基づく危険物を取り扱う貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を適正な額に改定するため、本案を提出する。